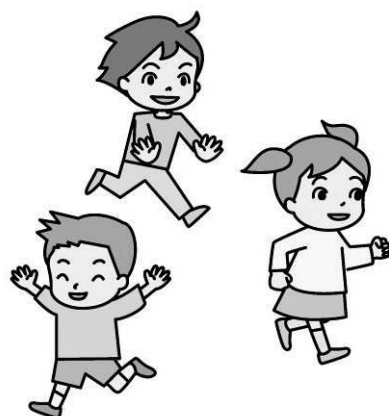


檜原市 第2期子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2年3月

檜 原 市

I 計画の概要

計画策定の趣旨

檀原市では、平成 27 年 4 月から開始された子ども・子育て支援新制度を効果的に推進していくため、平成 27 年度に「檀原市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。第 1 期計画の計画期間が令和 2 年 3 月末をもって終了となるため、「檀原市第 2 期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

本計画では、国の動向及び第 1 期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を推進すると同時に、幼児期の教育・保育の需要に対応するため、受け入れ体制の充実等、さらに効果的な施策展開に取り組むことにより、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進めていくために策定しました。

計画の位置づけ・期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保していく上で必要な施策を効果的に推進していくため、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

さらに、母子保健の分野についても本計画に包含されることから、母子保健計画としても位置づけます。

なお、計画期間については、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

平成 27 年度 ～令和元年度 (2015～2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
第 1 期計画	檀原市第 2 期子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				

アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、子育て中の保護者のニーズを的確に反映するため、就学前児童及び就学児童（小学生）の保護者を対象とした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

	調査対象者・配布数	調査方法	調査期間	有効 回収数	有効 回収率
就学前児童調査	市内在住の就学前の子ども を持つ保護者 1,600 人	郵送による 配布及び 回収	平成 31 年 2 月 28 日～ 3 月 15 日	899 件	56.2%
就学児童（小学生） 調査	市内在住の就学中の小学生 を持つ保護者 800 人			460 件	57.5%

基本理念・施策の体系

基本理念「子育てロマンのまち かしはら」

子どもは「未来の夢」であり「次世代の希望」、そして「地域の宝」です。さらに地域の未来を担うのは、いま生まれ、すくすくと育ちつつある一人ひとりの子どもです。

本計画では、第1期計画から引き続き「子育てロマンのまち かしはら」を基本理念として掲げ、今後も子どもを安心して産み育てることができる基盤整備を進めるとともに、子どもとともに保護者も成長し、未来に夢や希望が持てる、そして子育て世代に選ばれる檀原市の実現をめざします。

基本理念の実現

基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

【施策・事業】

- (1) 幼児期における学校教育・保育の充実
- (2) 多様な保育事業の充実
- (3) 放課後児童対策の充実
- (4) 経済的負担の軽減

基本目標2 すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

【施策・事業】

- (1) 妊娠・出産の安全性の確保
- (2) 子どもが健やかに育つための環境づくり
- (3) 食育の推進
- (4) 楽しく子育てができる環境づくり

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

【施策・事業】

- (1) 地域での子育て支援体制の充実
- (2) 子育てサークル等への支援
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 障がいのある子どもを持つ家庭への支援
- (5) 児童虐待防止等に向けた取り組みの推進
- (6) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり

1

すべての子どもが
健やかに成長できる
環境づくり

2

すべての保護者が
子育てや子どもの成長に
喜びと楽しさを実感
できる環境づくり

3

すべての人が協働して
子ども・子育てに
関われる環境づくり

基本的な視点

Ⅲ 施策の展開

基本目標１ 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

（１）乳幼児期における学校教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度のもと、地域のニーズを踏まえながら、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等がそれぞれの特色を生かし、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。

（２）多様な保育事業の充実

子ども・子育て支援新制度のもと、子育て家庭の置かれた状況や地域の実情等を十分に踏まえながら、多様化する保育ニーズに対応すべく各種保育事業の充実を図ります。

（３）放課後児童対策の充実

保護者の就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供し、豊かな人間性を身につけることができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図るとともに、運営形態の改善や施設の整備・充実に努めます。

（４）経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費等の助成、保育料の負担軽減などを進めるとともに、児童手当の給付やその周知を図ります。

基本目標２ すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

（１）妊娠・出産の安全性の確保

妊娠期を安心して過ごし、快適な出産を迎えるために、妊娠・出産における心身の健康を支援するとともに、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を進めます。また、次代の親づくりの基盤となる思春期保健の充実を図ります。

（２）子どもが健やかに育つための環境づくり

乳幼児期の健やかな成長と子育てのために、健康診査等の各種保健事業の充実など、妊娠期から乳幼児期への切れ目ない保健対策を進めます。また、子どもの事故防止に向けた啓発や、身近な医療機関及び救急医療に関する周知・啓発や情報提供を進めます。

（３）食育の推進

子どもの時から正しい食習慣を身につけるため、妊婦及び乳幼児期の子どもを持つ保護者に対して、正しい食生活に関する教育や意識啓発を進めるとともに、保育や学校教育を通じた食育を推進します。

（４）楽しく子育てができる環境づくり

子育て家庭の孤立を防ぐため、仲間づくりの支援をはじめ、困った時に気軽に相談できる体制の整備・充実を図ります。また、親と子が楽しくふれあうことの大切さを啓発し、親子の愛着形成を促進します。

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

(1) 地域での子育て支援体制の充実

一人ひとりの子どもが、地域の中で健やかに成長していけるよう、地域住民や関係団体・機関との連携を図ります。また、保護者などが子育てに関する不安や悩みなどを気軽に相談でき、保護者同士で情報交換や交流ができる機会・場づくりを進めます。さらに、多様な媒体を活用して、子育てに関する情報を積極的に提供・発信します。

(2) 子育てサークル等への支援

子育てサークルの主体的な活動への支援や、子育てボランティアの育成や活動支援を進め、地域の育児力の向上を図ります。

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立と子どもの健全な育成を図るため、手当等の各種支援制度の周知を図るとともに、相談・支援活動を進めます。

(4) 障がいのある子どもを持つ家庭への支援

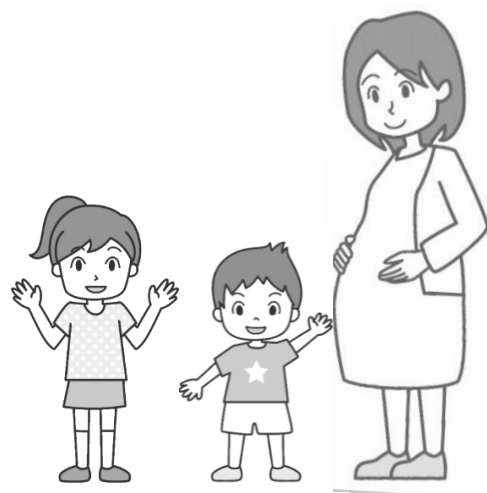
障がいのある子どもの健全な育成を図り、障がいのある子どもとその保護者や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な取り組みを進めます。

(5) 児童虐待防止等に向けた取り組みの推進

児童虐待防止に向けた関係機関等によるネットワークの強化を図るとともに、児童虐待に関する意識啓発や相談・支援事業などによる児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応・早期支援などに取り組み、地域全体で児童虐待から子どもを守る体制を構築します。

(6) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり

就労環境の整備や育児休業制度に関する周知・啓発や情報提供を進めるとともに、多様な働き方への支援、男女共同による子育ての促進などを通じて、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに取り組みます。



Ⅳ 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

本計画では、教育・保育提供区域を設定するとともに、区域ごとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策などを設定することが、法律によって定められています。

◆認定区分

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっており、その際の認定の区分は次の通りとなります。

認定区分	内 容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号（教育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）
2号（保育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

◆教育・保育の提供区域

事 業			提供区域	
教育・保育	幼稚園		市立：小学校区、私立：全市	
	保育所（園）		全市	
	認定こども園※		市立（１号・２号(教育)）：小学校区 市立（２号(保育)・３号）：全市 私立：全市	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		全市	
	時間外保育事業（延長保育事業）		全市	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		小学校区等	
	子育て短期支援事業		全市	
	地域子育て支援拠点事業		全市	
	一時預かり事業	①幼稚園における 在園児を対象とした 一時預かり （預かり保育）	幼稚園	市立：小学校区、私立：全市
			認定こども園※	市立（１号・２号(教育)）：小学校区 市立（２号(保育)・３号）：全市 私立：全市
		②その他の一時預かり 事業（幼稚園等の 預かり保育以外）	保育所（園）・ 認定こども園等	全市
			こども広場	全市
	病児保育事業		全市	
	子育て援助活動支援事業		全市	

※令和2年3月現在、檀原市に市立の認定こども園はありません。実施する場合は上記となります。

IV 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

◆教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育(単位)/対象			R 2 (初年度)	R 6 (目標年度)	提供体制の確保方策
幼稚園 (人)	1号 2号(教育)	量の見込み	1,040	966	市立幼稚園と私立幼稚園・認定こども園において、量の見込みに対応していきます。
		確保方策	1,040	966	
保育所等 (人)	2号(保育)	量の見込み	1,507	1,542	市内保育所において受け入れ児童数の調整を図るとともに、私立保育園・認定こども園との連携により、提供体制の確保に努めます。 また、認可外保育施設のうち企業主導型保育施設についても、地域枠の設定により低年齢児の受け皿を確保し、令和2年度以降の量の見込みに対応していくとともに、令和5年度での待機児童解消をめざします。
		提供量	1,552	1,560	
	3号	1・2歳児	量の見込み	787	772
			提供量	810	816
		0歳児	量の見込み	184	179
			提供量	178	181

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業(単位)			R 2 (初年度)	R 6 (目標年度)	提供体制の確保方策
利用者支援事業(か所)		量の見込み	3	3	子育て世代包括支援センターの枠組みの中で、実施している3か所で、引き続き対応していきます。
		確保方策	3	3	
時間外保育事業(延長保育事業) (人)		量の見込み	565	569	量の見込みに対して柔軟に対応していきます。
		確保方策	565	569	
放課後児童健全育成事業(人) ※市全域のみ抜粋		量の見込み	1,299	1,242	余裕施設の活用や施設整備等も含め、検討していく必要があります。学校施設等の活用などを検討し、量の見込みに対応していきます。
		提供量	1,648	1,668	
子育て短期支援事業(人)		量の見込み	228	211	本市が契約している児童福祉施設と調整を図ることで、量の見込みに対応していきます。
		確保方策	228	211	
地域子育て支援拠点事業 (人(延人数))		量の見込み	17,305	15,893	子育て支援センターとこども広場の2か所で量の見込みに対応していきます。
		確保方策	17,305	15,893	
一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり (預かり保育)(人(延人数))	量の見込み	23,752	22,022	既存の市立・私立幼稚園・私立認定こども園(1号認定)の預かり保育を実施することで、量の見込みに対応していきます。
		確保方策	23,752	22,022	
	その他の一時預かり事業 (幼稚園等の預かり保育以外) (人(延人数))	量の見込み	6,995	6,461	一時預かり事業及びこども広場における実施体制等を確保し、量の見込みに対応していきます。
		確保方策	6,995	6,461	
病児保育事業(人(延人数))		量の見込み	448	420	病院・保育所等に付設された専用スペース等において実施体制等を確保し、量の見込みに対応していきます。
		確保方策	448	420	
子育て援助活動支援事業 (人(延人数))		量の見込み	893	836	事業の周知啓発とともに、会員養成のための定期的な講習会を開催し、援助会員の確保を図ることにより、量の見込みに対応していきます。
		確保方策	893	836	

※確保方策…量の見込みを上限とし、受け皿をどれだけ確保できるかを表す数値。

(量の見込みを超える、または同数の受け皿を確保できる場合は、量の見込みと同数を設定。)

※提供量…特に待機児童対策が課題となる事業については、現時点での受け皿の見込みを提供量として設定している。

※上記の数値はあくまでも策定当初における見込みであり、中間年の見直し等で進捗管理を行う。

V 計画の推進に向けて

◆子ども・子育て支援の推進に向けた考え方

(1) 幼児期の学校教育・保育の推進

- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の提供体制
- 教育と保育の一体的な推進
- 地域型保育事業の推進
- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園職員等の研修の実施
- 就学前教育・保育における幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携の推進

(2) 地域子ども子育て支援事業の推進

(3) 母子保健の推進

◆推進体制の充実

(1) 市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

(2) 庁内における推進体制の充実

(3) 国・県との連携

◆計画の点検・評価

計画の点検・評価については、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、労働者を代表する方、事業主を代表する方、子ども・子育て支援に関する有識者などから構成する「橿原市子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策・事業の実施状況及び達成状況等についての点検・評価を毎年度実施します。

また、急激な時代の変化を的確に捉えながら、計画の柔軟な運用を図るとともに、計画期間の中間年となる令和4年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、施策・事業の実施状況等の評価結果については、毎年度ホームページ等を通じて市民に公表します。

橿原市 第2期子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和2年3月

発行：橿原市

編集：橿原市役所 健康部 こども未来課

〒634-8509 奈良県橿原市内膳町1丁目1番60号 橿原市役所 分庁舎2階

電話 0744-25-2790

FAX 0744-25-2221